

令和3年度

三春町立保育所入所案内

町立保育所は、三春町内に住所を有し、保育の必要性の認定等を受けられた後に入所申込みができます。

また、次の※に該当するものは入所申込みができますが、条件を満たせなかった場合には入所の保留または入所決定の取消を行いますのでご注意ください。

※育児休暇取得者は、5月15日までに職場復帰する者であること。

※転入予定者は、3月末までに三春町へ必ず住民登録すること。

認可保育所

1. 三春町立の認可保育所

施設名	所在地	事業開始年月日	定員	対象児童
三春町第1保育所	三春町担橋1-4-1	昭和28年5月1日	120名	1歳児から※
三春町第2保育所	三春町大字貝山字泉沢100-1	昭和42年5月1日	115名	生後6ヶ月から

※1歳児とは、4月1日現在満1歳になっているお子さんです。

2. 保育の必要性の認定について

認可保育所を利用する場合は、保護者のみなさんが次のいずれかの事由に必ず該当し、保育の必要性の認定を受けていただきます。

保育を必要とする理由	認定条件	必要な書類
就労（会社勤務、育休中、自営業、内職等）	1ヶ月に48時間以上就労されること	就労証明書 自営業申告書（自営業の方）
求職中 （3か月の認定期間）	日中の求職活動（起業準備を含む）を常態としていること	就労予定申立書 ハローワークカードの写し等
妊娠・出産	妊娠中または産後間がないこと	出産（予定）児童の母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障害	児童の保護者が疾病もしくは負傷または障害を有すること	診断書（保育ができないことを記載）
同居親族の介護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること	看護・介護を受ける人の診断書等
就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校に在学していること （1ヶ月に48時間以上の就学）	在学を証明する書類 カリキュラム
その他	前記の各事由に類するものとして町長が認める事由に該当したもの	

※認定にあたっては、支給認定申請書を町へ提出し、認定を受ける必要があります。

3. 保育所入所対象者

認可保育所の入所対象者は、**保育の必要性を認定**された下記区分となります。

2号認定	満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども

4. 保育の利用時間について

保護者の就労等の状況に応じ、保育所の利用時間が「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」に分かれています。

	保護者の就労状況	保育所利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもが、フルタイム就労	1日11時間まで利用
保育短時間	保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労	1日8時間までの利用

5. 保育時間について

保育内容	施設	保育時間
通常保育	第1保育所	○月曜から金曜日 保育標準時間認定：午前7時30分から午後6時30分 保育短時間認定：午前8時30分から午後4時30分 ○土曜日 保育標準時間認定：午前7時30分から午後5時45分 保育短時間認定：午前8時30分から午後4時30分
	第2保育所	○月曜から金曜日 保育標準時間認定：午前7時30分から午後6時30分 ※（注）0歳児は午前8時から午後6時 保育短時間認定：午前8時30分から午後4時30分 ○土曜日（1歳児以上のみ） 保育標準時間認定：午前7時30分から午後5時45分 保育短時間認定：午前8時30分から午後4時30分
延長保育 （延長保育料別途）	○月曜から金曜日	保育標準時間認定：午後6時30分から午後7時 保育短時間認定：午後4時30分から午後6時30分 ※（注）第2保育所は1歳児以上のみ

※延長保育は、希望者が多い場合やお子さんの成長の度合いにより、利用できない場合があります。

※1歳児以上とは、4月1日現在満1歳になっているお子さんです。

6. 給食について

○第1保育所

	対象年齢	給食の内容	
月曜から金曜日	1・2歳児	完全給食	主食と副食・おやつ
	3歳児以上	完全給食	主食と副食・おやつ

※土曜日は、弁当・飲み物・おやつ持参。

※1歳児には、育児用ミルクは出しておりませんので、ご了承ください。

○第2保育所

	対象年齢	給食の内容	
月曜から金曜日	0歳児	完全給食	離乳食・おやつ
	1・2歳児	完全給食	主食と副食・おやつ
	3歳児以上	完全給食	主食と副食・おやつ

※土曜日は、弁当・飲み物・おやつ持参。

※1歳児には、育児用ミルクは出しておりませんので、ご了承ください。

7. 保育料等について

保育料は、お子さんの年齢、保護者（同居の祖父母などを含む場合もあります）の住民税の所得割額によって決定します。

※年齢は4月1日現在のものとし、年度中に誕生日が来ても変わりません。

※3歳児から5歳児クラスの児童、0歳児から2歳児クラスで住民税非課税世帯の児童は幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりません。

- ①4月から8月の保育料は、前年度の住民税の所得割額により、9月から3月までは現年度の住民税所得割額により決定します。
- ②保育料計算の基準となる所得割額には、住宅借入金等特別控除等の税額控除の適用はされません。
- ③保育所を休んだ場合でも、保育料は変更されません。（減額されません）
※ただし、月初めから月末まで1ヶ月間、病気やけが等により休まれた場合は、届け出をされれば、その月の保育料はかかりません。また、月途中での入退所時のみ、その日にちにより保育料の日割り計算をします。
- ④納期限までに保育料の納付がない場合は、督促状の発送のほか、財産差押さえなどの滞納処分を行うことがあります。
- ⑤多子世帯等による保育料の軽減措置があります。

8. 入所申込みについて

入所までの流れ

1. 申込書・支給認定申請書入手（各保育所、子育て支援課）・・・9月28日～
※年度途中入所希望者へは随時配付
2. 申込書・支給認定申請書・添付書類を入所を希望する保育所へ提出・・・10月1日～30日
※提出日に入所児童の簡単な面接をさせていただきますので、事前に、来所される日時を提出される施設へご連絡ください。
※申込期間に提出できなかった場合施設に空きがあれば随時受付をしますが、期限内に申し込みをした方が優先になります。時間にゆとりを持って提出してください。
3. 書類審査後、入所決定・・・令和3年1月頃
※ただし、定員に余裕がなく、第1希望への入所が認められない方には、第2希望以降で調整させていただく場合があります。
4. 慣らし保育の実施
※初めての集団活動に慣れていただくため、入所日から約2週間の慣らし保育を行います。
詳しくは、入所される保育所へお問い合わせください。

保育所への入所は、提出いただいた書類の審査や聞き取りなどによる家庭状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度の高い方から優先して決定します。

提出いただいた書類や聞き取り内容に虚偽があった場合、保育所の定員に余裕が無い場合には入所できません。また、入所後に虚偽が明らかになった場合、退所していただく場合があります。

認可外保育所

1. 三春町立の認可外保育所

施設名	所在地	定員
三春町北保育所	三春町大字北成田字殿ノ内150	40名

2. 入所対象児童

三春町にお住まいの満3歳から小学校就学前までのお子さんで、下記の認定をされたお子さんです。

1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども
------	------------------

3. 保育時間

	保育時間
月曜～金曜日	午前7時30分～午後3時30分
土曜日	午前7時30分～午後0時30分
延長保育	月曜～金曜日の保育時間終了後から午後6時まで（延長保育料別途）

4. 給食について

月曜から金曜日までは給食が出ます。ただし、小学校の長期休業日及び土曜日の給食はありません。給食費は保育料とは別に納付していただきます。

5. 保育料について

幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりません。

実費で徴収されるものについては、無償化の対象となりません。

延長保育料についても、保育に欠ける要件に該当されている方は申請をすれば、無償化の対象になります。

6. 入所申込み

認可保育所の8に同じ。

先着順での受付となり、定員に達し次第受付を終了します。

お問い合わせ先

三春町 子育て支援課 保育グループ	0247-62-0055
三春町第1保育所	0247-62-3839
三春町第2保育所	0247-62-2748
三春町北保育所	0247-62-4133